

「排出削減が困難な産業におけるエネルギー 製造プロセス転換支援事業」事業Ⅰ よくある質問への回答

2024.10.07時点

事業カテゴリ	該当Chapter	該当箇所	質問	回答
事業Ⅰ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(3) 補助対象事業者 ① 補助要件	「事業終了後の建物・設備等の管理・運営に責任を持って」とは具体的にどのようなことですか。	公算要領の記載の通り、経済産業省がやむを得ないと認める事情が生じない限り、間接補助事業終了後5年間以上、当該製品の生産を継続することが出来たかという投資計画や実施体制を審査していることを想定しております。
事業Ⅰ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(3) 補助対象事業者 ① 補助要件 ② 補助対象	建物取得等費とは具体的にどのようなものが対象になるのですか。	建物の新設、建て替え、リフォームに係る費用とこれに併せて実施する附属工事等が対象となります。なお、既存施設の移設費・撤去費は含まれません。
事業Ⅰ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(3) 補助対象事業者 ① 補助要件 ② 補助対象	システム整備費とは具体的にどのようなものが対象になるのですか。	間接補助事業の実施に必要なソフトウェアの購入費（改修含む）、もしくは補助対象経費で使用する設備機械装置を稼働させるための適切な必要となるソフトウェアの購入費が対象となります。
事業Ⅰ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(3) 補助対象事業者 ① 補助要件 ② 投資計画の公表	「投資計画を対外発表した事業ではない」とは、具体的にどのように判断されるのでしょうか。	プレスリリース等において投資の決定を対外発表している場合は、決算発表等の自社の方針を対外的に発表する場において、表明された事業ではないことを想定しております。
事業Ⅰ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(3) 補助対象事業者 ① 補助要件 ② 投資計画の公表	投資計画の公表について、補助対象要件に当てはまる設備投資を行う事業であり、中期長期計画で「GXに向けた投資を行う」といった文言で対外発表したが、仔細については記載していません。これは、「交付決定日以前に対外発表もした」といえるのでしょうか。	個別具体的な投資計画を決定したとして発表されたものでなければ、対外発表されたものにはあたりません。
事業Ⅰ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(3) 補助対象事業者 ② 投資計画の内容	補助事業終了後、公算要領で指定された期間の生産を継続・または設備の稼働ができなくなったときはどのような取扱いになるのですか。	事業計画通り履行されない場合には、事業者が経済産業省と協議の上、必要と認める場合は補助金の返還を求めるとします。
事業Ⅰ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(3) 補助対象事業者 ② 投資計画の内容	「事業終了後」とはどのような場合ですか。	建物・設備の取得、設置が完了し、経費が全て支払われることを言います。
事業Ⅰ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(3) 補助対象事業者 ① 補助要件	CO2削減率要件を達成できない場合どうなりますか。	CO2削減率要件を達成する事業計画等を提出いただくことが必要となります。事業計画通り履行されない場合には、事業者が経済産業省と協議の上、必要と認める場合は補助金の返還を求めるとします。
事業Ⅰ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(3) 補助対象事業者 ② 投資計画の内容	「②投資計画の内容」において「やむを得ないと認める事情が生じない限り」とは具体的にどのような事情を指すのでしょうか。	ご質問の件については、個別具体的な事情について、様々な事情を勘案しつつ判断することになると考えておりますが、一般論として、社会機能が停止するような大規模災害や感染症の発生等を想定しております。
事業Ⅰ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(3) 補助対象事業者	どのような事業者が本事業に申請可能ですか。	公算要領に記載の要件を満たす企業となります。
事業Ⅰ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(3) 補助対象事業者 Ⅱ 事業者の範囲	事業者の範囲について、GXリーグは何ですか。	2050年カーボンニュートラル達成に向けて社会変革を目指す企業が、官公庁や学術機関と連携し協力して持続的な成長を実現するために、社会的な課題に取り組むプラットフォームです。 詳細はGXリーグのHPを確認ください。 https://gx-league.go.jp/
事業Ⅰ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(3) 補助対象事業者 Ⅱ 事業者の範囲	温室効果ガス削減率報告制度とは何ですか。	平成18年4月1日から、温室効果ガスを相対程度多く排出する者特定排出者、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられています。詳細は環境省のHPを確認ください。 https://ghg-santei.kogyo.env.go.jp/
事業Ⅰ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(3) 補助対象事業者 Ⅱ 事業者の範囲	事業者の範囲について、「GXリーグに加入する」とあるが、必ずしもGXリーグに加入する必要はあるのでしょうか。	必ずしもGXリーグに加入する必要はありません。公算要領1.(3)Ⅱ事業者の範囲に記載のとおり、温室効果ガス削減率の取組を実施することをもちて応募します。
事業Ⅰ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(3) 補助対象事業者 Ⅱ 事業者の範囲	「その他の温室効果ガスの削減率の取組」とはどのようなものですか。	Ⅱ 事業者の範囲)及び(i)に記載の取組について記載してください。
事業Ⅰ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(3) 補助対象事業者 Ⅱ 事業者の範囲	日本国内で登記された法人だが、国内の事業実施場所が国外の事業実施場所の方が多く、補助を受けた設備の取組が国外で使用される予定である場合、対象の事業者となるのでしょうか。	日本国内で実施される事業を対象として、国外で実施される事業を対象とはしていません。
事業Ⅰ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(3) 補助対象事業者 Ⅱ 事業者の範囲	海外で運営している事業所も対象になりますか。	日本国内で実施される事業を対象として、国外で実施される事業を対象とはしていません。
事業Ⅰ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(3) 補助対象事業者 Ⅱ 事業者の範囲	日本にて登記された法人が、事業実施場所を利して、外資系の企業であっても本補助金を受け取ることが可能でしょうか。	対象となります。
事業Ⅰ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(3) 補助対象事業者 Ⅱ 事業者の範囲	社会福祉法人、医療法人、学校法人、特定非営利活動法人(NPO法人)や中小企業団体以外の協同組合は対象になりますか。	社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、農業法人及び大学法人など、法人格を有している申請は可能です。
事業Ⅰ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(3) 補助対象事業者 Ⅱ 事業者の範囲	最近の決算において、債務超過となった場合でも申請できますでしょうか。	本事業における事業者の範囲として、公算要領1.(3)Ⅱ事業者の範囲に示す「本事業の円滑な遂行に必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること」に該当することを示していただく必要がございます。
事業Ⅰ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(4) 共同申請について	共同申請数に上限はありますか。	特段の上限はありません。また、リース会社と共同申請を行う場合には企業につきリース会社1社との共同申請を認めます。
事業Ⅰ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(4) 共同申請について	リース会社を共同申請者とする場合、どのようなリース契約が補助対象となるのでしょうか。	リースの場合の補助対象は、リース会社が購入した設備機械装置とし、リース料を構成する手数料、保険料等の経費は対象とはなりません。なお、リース料から補助金相当分が削減されていることを証明できる書類補助金の有無を各々、リース料の基本金額、資金コスト削減金利取扱、手数料、保険料、税金等を明示を提示してください。
事業Ⅰ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(4) 共同申請について	リース会社から「レンタル」契約でも補助対象となるのでしょうか。	レンタル契約は補助対象とはなりません。
事業Ⅰ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(4) 共同申請について	リース会社からの新規契約も補助対象となるのでしょうか。	新規契約はリースには含まれません。
事業Ⅰ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(4) 共同申請について	リース契約期間の制約はありますか。	リース契約期間については以下を満たしているか確認してください。 ・補助対象設備を処分・廃棄の期間、使用することを前提とした契約であること。 ・事業で複数の補助対象設備を導入する場合は、当該設備の中で最も長いリース期間を、使用することを前提とした契約であること。 ・最長のリース期間を下限とする契約期間の場合は、リースが選択できる契約であること。
事業Ⅰ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(4) 共同申請について	リース契約終了後に無償譲渡する内容を含んだ、所有権移転リースの場合、補助対象となるのでしょうか。	処分期間中に譲渡する前提のリース契約の場合は申請できません。処分期間終了後に所有権が移転される契約であれば申請可能です。
事業Ⅰ	1.事業の目的・補助対象事業者について	(4) 共同申請について	サプライヤー仕入先の中には、補助金申請が不得意な企業があります。そのため、自社が幹事社となり共同申請することを検討していますが、そのような目的で共同申請することは可能でしょうか。	共同申請の理由に関しては、共同申請者に申請書作成能力があるか否かではなく、申請事業者単独では事業が成立しない場合に認めます。申請事業者単独では事業が成立しないケースは以下の様な事例です。 ●投資設備の整備、生産設備等がそれぞれ別会社に分散している場合（製造機能を子会社に委譲している場合等） ●複数事業者が一体的に製造プロセス転換を行う場合（プロセス転換後の一部工程を別事業者が担う場合等） ●リース会社を利用する場合
事業Ⅰ	10.事前着手のための届出・受理の結果通知について	-	採択の前に契約手続きが必要な場合、どのような対応が必要でしょうか。	本来は、補助金交付決定通知後でいい、補助対象となる経費の発注（発注先への内示も発注行為とみなします）や支出等はできません。審査の結果、採択が決定される、事務局から採択者に対し、「採択通知書」が発出されます。その後、補助金の交付申請に基づき補助金の交付支払い対象としての事業の実施を正式に認める「補助金交付決定通知書」が発出されます。補助金の対象となる経費の発注・契約・支出行為は、補助金交付決定通知書から可能となるのが原則です。 ただし、本補助事業の必要経費・経費に該当し、公算要領に基づき事前着手届出を行って受理された場合の事前着手受理通知に記載の「事前着手開始日として認める日」以降に発生した経費等についても補助対象経費として認める場合があります。なお、この場合でも補助金のルールに従った発注の手続きを完了し、相互見積りなど行われていない補助対象経費とはなりません。なお、事前着手の受理は、補助金の採択や交付決定を約束するものではありません。
事業Ⅰ	10.事前着手のための届出・受理の結果通知について	-	採択された場合、すぐに補助事業を開始して良いのでしょうか。	補助事業に係る建物・設備の取得に係る発注等については、採択後に本補助金の交付申請を行っていただき、当該交付決定後に実施していただく必要があります。これに先だつて補助対象となる経費の発注（発注先への内示も発注行為とみなします）や支出等はできません。
事業Ⅰ	10.事前着手のための届出・受理の結果通知について	-	事前着手の届出を行った際、受理される(受理通知)まで何日程度かかりますでしょうか。	応募件数や状況によって変動が予想される為、2週間程度を想定しております。
事業Ⅰ	10.事前着手のための届出・受理の結果通知について	-	通常の条件で応募した後、事前着手申請に変更できますでしょうか。	事前着手届出の受付期間内であれば、事前着手届出を受け付けます。
事業Ⅰ	2.対象経費の区分・補助率及び限度額について	-	補助率が以内となっているのはどういったことでしょうか。	補助率については、審査の結果、希望する補助率を下回る可能性がありますのでご了承ください。
事業Ⅰ	2.対象経費の区分・補助率及び限度額について	-	設備を設置するために、建物の基礎工事が必要となるが、補助対象となりますでしょうか。	設備機械装置、建物等の取得に必要な不可欠なものは対象となります。

事業カテゴリ	該当Chapter	該当箇所	質問	回答
事業1	2.対象経費の区分・補助率及び限度額について	-	設備費にはどのようなものが含まれるのか。	間接補助事業の実施に必要な機械装置の購入、製造（改修を含む。）に関する経費を指します。また併せて実施する附属工事費等も含まれます。
事業1	2.対象経費の区分・補助率及び限度額について	-	設計費/設備費については、自社の労務費も補助対象になるのでしょうか。	対象となります。
事業1	2.対象経費の区分・補助率及び限度額について	-	建物取得費と設備費はどのような基準で区別すればよいでしょうか。	建物と切り離すことのできない附属設備は原則として建物取得費とし、補助対象施設で使用する設備機械装置の購入及び管付等に必要経費は設備費とします。
事業1	2.対象経費の区分・補助率及び限度額について	-	輸送費は補助対象経費に入りますか	建物取得費や設備費の関連費用として、当該工材・物品の輸送に係る費用は対象となります。
事業1	2.対象経費の区分・補助率及び限度額について	-	システム整備費について、市販されているシステムもしくはソフトウェアを購入する費用は該当するのでしょうか。	間接補助事業の実施に必要なソフトウェアの購入、作成（改修を含む。）に要する経費と、補助対象経費で使用する設備機械装置の稼働のための定期的に必要なソフトウェアは対象となります。
事業1	2.対象経費の区分・補助率及び限度額について	-	補助対象経費が真に必要かつ適切とは、具体的にどのように判断するのでしょうか。	当該補助対象経費が、当該事業の実施にあたって必要不可欠であること、また、合理的に見て適切であることをもって判断いたします。
事業1	2.対象経費の区分・補助率及び限度額について	-	「申請事業者の自社製品の購入や共同申請者への発注は、利益排除の対象となります。」と記載がありますが、利益排除の算出方法および提出する証拠(直近年度の決算書等)の提出はありますか。また、上記以外の申請事業者の関連会社(親・子・孫会社等グループ会社等)への発注は同様に利益排除の対象、元来「補助対象経費」となりますか。	申請事業者の自社製品の購入や共同申請者への発注する経費については、利益を排除した金額で計上されている必要があります。算出方法、提出する証拠の指定はありませんが、原簿であることが客観的に分かる資料が必要となります。 また、共同申請者でない場合、同一資本関係にある法人や申請事業者の関連会社(親・子・孫会社等グループ会社等)への発注は補助対象となります。しかし、その際、グループ企業との取引であることのみを客観的に証明し、関連性は認められません。(3者見積りや、1者のみである理由の説明が必要)。 なお、利益排除の対象とはなりません。
事業1	2.対象経費の区分・補助率及び限度額について	-	補助対象設備について、設備機械装置は新品の装置である必要はあるのでしょうか。	必ずしも新品である必要はございません。
事業1	2.対象経費の区分・補助率及び限度額について	-	機械設備の設置にかかる費用は補助対象となりますか。	機械設備の設置にかかる費用は補助対象となります。
事業1	2.対象経費の区分・補助率及び限度額について	-	自社所有でない建物等に設備を設置する場合、補助対象となりますか。	自社所有でない建物等に設置する設備についても補助対象となります。ただし、家賃は対象なりません。
事業1	2.対象経費の区分・補助率及び限度額について	-	補助対象とならない費用(補助対象外経費)はどのようなものがありますか。	公募要領「2.対象経費の区分及び補助率」についての注意書きをご参照ください。
事業1	2.対象経費の区分・補助率及び限度額について	-	指定する補助対象経費は国内拠点・国内利用だが、経費の支払先の会社は海外の場合、補助対象となりますか。	対象となります。
事業1	2.対象経費の区分・補助率及び限度額について	-	1企業あたりの補助金の上限額はありますか。	特例の上限額は設定していませんが、全体の予算額、採択件数等を総合的に勘案して決定いたします。
事業1	2.対象経費の区分・補助率及び限度額について	-	1企業あたりの補助金の下限額はありますか。	特例の下限額は設定していません。
事業1	2.対象経費の区分・補助率及び限度額について	-	補助対象となる自動車等車両について、税法上で車両・運搬具として認められ、かつ公道の自走ができず事務所内のみで利用されるもの申請は認められますか？	自動車等車両に関しては、公募要領に記載通り全ての満たす場合のみ購入費等が補助対象となります。 ①事業所や作業所内のみで走行し、公道を自走することができないもの ②税法上の車両及び運搬具に該当しないもの(貴社における取扱いが経理・会計部門にて確認ください) 補助対象となる自動車等車両についてご不明な点等ございましたらコールセンターまで具体的な車両名をお伝えください。
事業1	5.間接補助事業者の義務等	-	事業に変更があった場合の申請方法を教えてください。	計画変更の申請を行っていただき、承認を受けていただきます。
事業1	5.間接補助事業者の義務等	-	補助金受給後に会社が廃業(または解散)する場合、補助金は返還しななければならぬのですか。	会社を廃業(または解散)する場合、補助金の返還が発生する場合があります。
事業1	5.間接補助事業者の義務等	-	交付年度中の進捗報告とはどのようなものですか。	詳細決定後に改めてお知らせいたします。
事業1	5.間接補助事業者の義務等	-	本事業で取得した設備等について、譲渡等を行う場合どのような手続きが必要でしょうか。	本事業で取得した設備等の譲渡等については基本的に認められませんが、やむを得ない事情により当該取得財産等を処分する必要があるときは、補助事業期間中は事務局、補助事業期間終了後は経済産業省に事前の承認を得る必要があります。
事業1	5.間接補助事業者の義務等	-	補助事業が収益を生んだ場合の取り扱いについて教えてください。	本補助事業では、補助事業の事業化により収益を得られたと認められる場合であっても収益引当は求めません。
事業1	6.その他	-	補助金の支払いはいづつになるのでしょうか。	原則、補助事業完了後、補助事業実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払いとなります。確定額精算額は、交付決定額に達しない場合もございます。 また間接補助事業の進行途中での事業の進捗状況、経費支払行為の発生や交付要件を確認し、所定の手続きを経た上で、当該部分にかかる補助金が支払われることもあります(概算払い)。
事業1	6.その他	-	交付決定前に発注してしまいましたら補助対象となりますでしょうか。	事前着手が受理された場合を除き、交付決定前に既に契約・発注等を行った場合は補助対象となりません。
事業1	6.その他	-	契約、発注等はいづつから可能ですでしょうか。	補助事業に要する経費に係る契約、発注等は必ず交付決定後に行ってください。交付決定前に契約、発注を行った場合は補助金の交付の対象となりません。ただし、本補助事業の必要性・緊急性に鑑み、公募要領に基づき事前着手届出を行って承認を得た場合の事前着手承認通知に記載の「事前着手開始日」として認められる日以降に発生した経費等についても補助対象経費として認められる場合があります。なお、この場合でも補助金のルールに従って発注等の手続き入力、見積りなどが行われていないと補助対象経費となりません。なお、事前着手の承認は、補助金の採択や交付決定を約束するものではありません。
事業1	6.その他	-	別の補助金・助成事業との併用は可能ですでしょうか。	国(特殊法人等を含む。)が助成する他の制度と重複した交付申請書の提出(本申請書の提出以降を含む。)は原則として認められませんのでご注意ください。
事業1	6.その他	-	3者見積りの最安値以外の業者に発注は可能ですでしょうか。	合理的な理由なく、3者見積りの最安値以外の業者に発注した場合、原則として補助対象外となります。過去の発注実績に係る経費契約等は、原則認められません。
事業1	6.その他	-	見積書を作成する際、値引きはどのように記載したらよいのでしょうか。	当該値引きについて、補助対象経費と補助対象外経費のどちらを対象としたものかを区別して明示してください。
事業1	6.その他	-	間接補助事業で取得する建物・設備に抵当権を設定することは出来るのでしょうか。	間接補助事業で取得する建物・設備に抵当権を設定するには、交付申請書(計画変更時は計画変更届)に記載し、金融機関の意見書等の添付資料を付けた上で、事前に事務局の承認を受けなければならないと見做されます。抵当権設定ができるのは、今回の間接補助事業を実施するために必要な融資のための抵当権に限定され、普通抵当権のみに限られます。(普通抵当権は不可)
事業1	6.その他	-	金融機関の意見書とは何ですか。	申請者が補助金を利用して実施しようとするプロジェクトや事業の財務的な健全性や信頼性を評価するために、金融機関が作成する文書です。具体的な内容については、金融機関にてご確認ください。
事業1	6.その他	-	交付申請期間までに3者見積り全では取得できないのですが、本事業への申請はできないのでしょうか。	公募要領「6.その他5」に記載の通り、原則として一般競争入札もしくは3者見積り取得する必要があります。一般競争入札もしくは3者見積りの取得が難しい場合には、合理的な理由をご説明いただく必要があります。
事業1	7.応募申請書類の提出について	(1) 受付期間	締切後の内容の変更は交付可能ですか。	申請後の変更はできません。

事業カテゴリ	該当Chapter	該当箇所	質問	回答
事業1	9.進捗確認等について	(1) 事業期間中	事業が遅れが生じた場合、どのようにすればよいでしょうか。	事業計画に遅延等が見込まれた場合は、速やかに事務局にご連絡ください。なお、予定内の期間に事業完了できない場合、別途、事故報告を行っていただく必要があります。
事業1	9.進捗確認等について	(1) 事業期間中	補助事業終了後の事業計画期間内に事業を継続できなかった場合、補助金の返還を求められるのでしょうか。	事業計画通り履行されない場合には、事務局が経済産業省と協議の上、必要と認める場合は採択審査委員会に準ずる第三者委員会を組織し、審査を行います。第三者委員会では、事業の継続もしくは交付決定の変更または取消しの決定を行います。結果として補助金の返還を求められる場合もあります。
事業1	9.進捗確認等について	(1) 事業期間中	毎年の発注と検収状況についての報告が必要ですか。	毎年3月31日までに提出していただく運行状況報告書によって、発注と検収状況に関する報告をさせていただきます。
事業1	その他(公募要領外)	課税	補助金の給付がなされた際、その補助金に対して課税されるのでしょうか。課税されるのであればどのような目でしょうか。	補助金の会計上の処理については、税理士、公認会計士、もしくは税務署等に確認ください。
事業1	その他(公募要領外)	様式1	補助事業の完了予定日とはいつ時点のことですか。	建物・設備の取得等が完了し、それらの経費がすべて支払われた時点が「補助事業の完了予定日」となります。
事業1	その他(公募要領外)	事前着手申請	共同申請の場合、事前着手届出の申請者欄も連名にする必要があるでしょうか。	申請者欄に共同申請するすべての事業者名称を記載してください。
事業1	別紙(主に事前着手届出を出される方向け)補助金ルール基礎説明について	-	事前着手届出を行い、受理されるまでの期間について、発注や契約を行うことができますか。	可能です。JGrants上の申請画面にて「事前着手開始日として認める日」を指定することができます。但し、事前着手が受理されないケースや、事前着手が受理された場合でも、本補助金の交付を受けるための採択審査の結果、採択されない場合もございますので、ご注意ください。事前着手届出が受理された場合、交付決定日より事前に発注、購入、契約等を実施した際の経費は補助対象外となります。また、事前着手受理通知に記載の「事前着手の開始日として認める日」以前の発注先への内示や、購入、契約等に係る経費は補助対象外となりますので、ご注意ください。
事業1	様式3	-	セグメント分析において、マトリクスを用いる必要がありますか。	例示であり、必ずしもマトリクスを用いる必要はありません。
事業1	様式3	-	算出結果は第三者認証が必要でしょうか。	必要ありません。
事業1	様式3	-	算出方法に決まりはあるのでしょうか。	国際標準ISO等に準拠していることが望ましいですが、決まりはありません。なお、必要に応じて、追加資料を求めることがあります。
事業1	様式3	-	IRRや投資回収期間について、間接補助事業実施前後でどのような値になっていけば良いのでしょうか。	決まった数値はなく、「補助を前提としない場合には、投資計画のIRR(internal rate of return(内部利益率))及び投資回収期間が投資判断に至る自社の水準に達しない一方、補助対象となることでその水準に達する計画となっていること」を説明したうえで考えています。
事業1	様式3	-	リスクが大きい方が良いですか。	民間企業のみでは投資判断が困難と考えられるリスクについて、加えます。
事業1	様式3	-	事業者毎の経費明細簿の「その他」とは何を指しているのですか。	補助事業に要する経費において、補助対象経費以外の経費を「その他」に記載してください。
事業1	様式3	-	補助事業期間中は売上や利益を記載せず、事業終了後5年間の想定を記載すれば良いのでしょうか。	事業終了後年間だけでなく、補助事業期間につきましても記載が必要です。
事業1	6.その他	④	公募申請の段階で発注先を明示する必要がありますか	事業者様にご判断いただいて構いません。
事業1	8.採択の審査及び結果通知について	④ 民間企業のみでは投資判断が困難な事業であることに関する審査イ 技術的基準 i)	「補助対象事業で用いられる技術が、商用目的での使用が限定的であるか」と記載があるが、具体的な判断基準などはありますか。	事業者様にご判断いただいて構いません。そのように考えられた根拠をお示しください。